



スカパーJSAT

SAD-Z3-19-001

110左旋放送サービス料金表

第2版

(令和2年3月)

スカパーJSAT株式会社

110左旋放送サービス料金表 目次

通 則	-----	1
	1 料金その他の債務の適用	1
	2 料金表の変更	1
	3 消費税相当額の加算	1
	4 料金の計算方法	1
	5 月額料金の日割	1
	6 端数処理	1
	7 料金プランによる区分	2
	8 代行請求	2
第1表	受託放送料	3
第1	A種委託契約に係るもの	3
第2	B種委託契約に係るもの	3
1	固定型プランの料金	3
1-1	固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料	3
2	加入者数連動型プランの料金	4
2-1	月額基本料の額	4
2-1-1	加入者数連動型衛星設備基本料及び加入者数連動型地球局設備基本料	4
2-2	視聴加入者数連動料の額	5
2-2-1	加入者数連動料	5
2-2-1-1	単位料	5
3	収入連動型プランの料金	6
3-1	月額基本料の額	6
3-2	収入連動料の額	6
3-3	収入連動率	7
第2表	保証金等	8
第1	保証金	8
第2	更新保証金	8
第3	追加保証金	8
第4	再契約保証金	8
第5	再契約継続保証金	9
第3表	解除料	10
第1	利用開始日の前日までの解除料	10
第2	利用開始日以降の解除料	10
附 則	-----	12

通 則

1 料金その他の債務の適用

当社が提供する110左旋放送サービスの料金その他の債務は、110左旋放送サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)及びこの110左旋放送サービス料金表(以下「料金表」といいます。)の規定を適用します。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、委託契約者の一般の利益に適合する場合、又は放送サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、委託契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を委託契約者に周知するものとします。

3 消費税相当額の加算

契約約款第48条(受託放送料の支払義務)の規定により支払いを要するものとされている受託放送料の額は、この料金表に定める料金の額の合算に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。

4 料金の計算方法

- (1) 当社は、委託契約者が委託契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- (2) 前号にかかわらず、当社は、料金表第1表(受託放送料)第2(B種委託契約に係るもの)2(加入者数連動型プランの料金)2-2(視聴加入者数連動料の額)の規定に基づく視聴加入者数連動料を当社が定める四半期ごとに計算します。

5 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日には110左旋放送サービスの利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の末日以外の日には110左旋放送サービスの利用期間終了日が到来したときまたは委託契約の解除により委託契約が終了したとき。
 - ウ 暦月の初日以外の日には委託契約事項の変更または料金の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき(この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。)
 - エ 契約約款第49条(支払いを要しない料金)第1項から第3項の規定に該当するとき。
 - オ 暦月の初日に110左旋放送サービスの利用開始日が到来し、その日にその委託契約の解除により委託契約が終了したとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

6 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

(2) 消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

7 料金プランによる区分

当社は、第1表(受託放送料)に定める受託放送料のそれぞれに、契約約款第8条(料金プラン)に定める料金プランによる区分を適用します。

8 代行請求

当社は、当社、委託契約者及び委託契約者以外の者との三者間で承諾した場合に限り、委託契約者が契約約款及びこの料金表の規定により支払いを要する110左旋放送サービスの料金を当該委託契約者以外の者に、当該料金を請求できることとします。その場合には、委託契約者は、その委託契約者以外の者の当社への料金の支払行為に関して一切の責任を負っていただきます。

第1表 受託放送料

第1 A種委託契約に係るもの

一のトランスポンダにつき月額(単位:円)

料金プランの区分	料金の額
固定型プラン	62,070,000

第2 B種委託契約に係るもの

受託放送料
固定型プランの料金と加入者数連動型プランの料金と収入連動型プランの料金の合計

1 固定型プランの料金

料金プランの区分	料金の額
固定型プラン	固定型衛星設備基本料に各チャンネルの伝送容量係数を乗じた額と、固定型地球局設備基本料に各チャンネルの伝送容量係数を乗じた額の合計
備考	B種委託契約の固定型プランの料金は、チャンネルごとに算出し、その合計とします。

1-1 固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料

1伝送容量係数あたり月額(単位:円)

伝送容量係数の合計による区分	固定型衛星設備基本料の額	固定型地球局設備基本料の額
区分1	578,400	114,320
区分2	517,200	
備考	伝送容量係数の合計による区分とは、B種委託契約に係るチャンネルの伝送容量係数の合計による区分とし、各区分は次のとおり適用します。 (1) 区分1 伝送容量係数の合計が60スロット (2) 区分2 伝送容量係数の合計が120スロット以上	

2 加入者数連動型プランの料金

料金プランの区分	料金の額
加入者数連動型プラン	月額基本料と視聴加入者数連動料の合計

2-1 月額基本料の額

月額基本料の額
加入者数連動型衛星設備基本料に加入者数連動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額と、加入者数連動型地球局設備基本料に加入者数連動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額の合計
備考 月額基本料は、加入者数連動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。

2-1-1 加入者数連動型衛星設備基本料及び加入者数連動型地球局設備基本料

1伝送容量係数あたり月額(単位:円)

期間の区分	加入者数連動型衛星設備基本料の額	加入者数連動型地球局設備基本料の額
2020年3月31日まで	174,000	114,320
2020年度	190,000	
2021年度	205,600	
2022年度	221,600	
2023年度	237,200	
2024年度	253,200	
2025年度	268,800	
2026年度	284,800	
2027年度	300,400	
2028年度	316,400	
2029年度	332,000	
2030年度以降	347,600	
備考 伝送容量係数は加入者数連動型プランを選択したチャンネルの伝送容量係数とします。		

2-2 視聴加入者数連動料の額

四半期あたり

視聴加入者数連動料の額
加入者数連動料から月額基本料を減じた額
備考 1 視聴加入者数連動料は、B種委託契約のうち加入者数連動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計額とします。 2 視聴加入者数連動料を算出する四半期とは、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで、1月から3月までをいいます。 3 視聴加入者数連動料を算出するための加入者数連動料及び月額基本料合計額は、前項の四半期毎における各月のそれぞれの額の合計とします。 4 視聴加入者数連動料の算出の額が0円未満となるときは、0円として取り扱います。 5 視聴加入者数連動料の算出期間が3か月未満となる場合の加入者数連動料の算出について、1か月未満の期間部分の加入者数連動料の算出にあたっては料金表通則5(月額料金の日割)の規定を準用します。

2-2-1 加入者数連動料

1チャンネルあたり(単位:円)

加入者数連動料の額
単位料の額に視聴加入者数及び加入者数連動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額
備考 加入者数連動料は、加入者数連動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。

2-2-1-1 単位料

(単位:円)

視聴加入者数の区分	単位料の額
1,000,000までの部分	0.32
1,000,000を超え2,000,000までの部分	0.28
2,000,000を超える部分	0.20
備考 視聴加入者数は、次のア、イの合計とします。 ア 当社が別に指定する有料放送管理事業者(当該業務についてB種委託契約者と契約し、当該チャンネルの視聴者管理業務の委託を受けた法人に限ります。当社が有料放送管理事業者である場合の当社を含みます。以下「視聴者管理業務代行会社」といいます。)から報告される衛星基幹放送(左旋)の個人契約者(視聴者管理業務代行会社と有料放送契約を締結した個人の放送受信者をいいます。以下、同じとします。)の数を基に、当社が別に定める方法にて算出する個人の放送受信者の数 イ ア以外に法人契約者(法人の放送受信者をいいます。)が、当該チャンネルの受信契約を締結する場合の受信端末の総数。	

3 収入連動型プランの料金

料金プランの区分	料金の額
収入連動型プラン	月額基本料と収入連動料の合計

3-1 月額基本料の額

月額(単位:円)

伝送容量係数の合計による区分	収入連動型基本料の額
区分1	614,800
区分2	69,600
区分3	46,400
区分4	23,200

備考

- 伝送容量係数の合計による区分とは、収入連動型プランのチャンネルに係る伝送容量係数の合計による区分とし、各区分は次のとおり適用します。
 - 区分1 伝送容量係数の合計が240スロット以下の部分
 - 区分2 伝送容量係数の合計が240スロットを超えて360スロット以下の部分
 - 区分3 伝送容量係数の合計が360スロットを超えて480スロット以下の部分
 - 区分4 伝送容量係数の合計が480スロットを超える部分
- 月額基本料は、各区分で算定される収入連動型基本料の合計とします。

3-2 収入連動料の額

月額(単位:円)

収入連動料の額
$(\text{会計年度における収入連動型プランのチャンネルに係る収入}) \times (\text{収入連動率})$ $- (\text{会計年度における収入連動型プランのチャンネルの月額基本料の合計額})$

備考

- 収入連動型プランのチャンネルに係る収入とは、次の各号の視聴料収入等の合計とします。
 - B種委託契約者の有料放送サービス契約約款(放送法の規定に基づき、B種委託契約者が有料放送の役務の提供条件について定めた契約約款に限り、以下同じとします。)の規定に基づき当該収入連動型プランのチャンネルの有料放送役務を提供することにより得る視聴料収入
 - 有料放送サービス契約約款以外の視聴契約に基づきB種委託契約者が当該収入連動型プランのチャンネルの放送番組を供給することによる視聴料収入
 - B種委託契約者と放送番組を供給する当該B種委託契約者以外の者(以下「放送番組供給者」といいます。)との契約に基づき、B種委託契約者が、放送番組供給者から供給された収入連動型プランのチャンネルに係る放送番組を放送することにより得る営業収入
 - B種委託契約者の放送番組の同時再送信を行う一般放送事業者(放送法(昭和25年法律132号)の規定に基づく一般放送事業者をいいます。)に当該収入連動型プランのチャンネルの放送番組を供給することにより得る営業収入
- 収入連動率は、3-3(収入連動率)の表のとおりとします。
- 収入連動料の算出の額が0円未満となるときは、0円として取り扱います。

3-3 収入連動率

(単位:円)

委託契約の伝送容量係数の合計による区分	収入連動率
契約区分1	0.31
契約区分2	0.25
契約区分3	0.19
契約区分4	0.11
備考	
1 委託契約の伝送容量係数の合計による契約区分は次のとおりとします。	
契約区分1	収入連動型プランのチャンネルに係る伝送容量係数の合計が240スロット未満の委託契約
契約区分2	収入連動型プランのチャンネルに係る伝送容量係数の合計が240スロット以上360スロット未満の委託契約
契約区分3	収入連動型プランのチャンネルに係る伝送容量係数の合計が360スロット以上480スロット未満の委託契約
契約区分4	収入連動型プランのチャンネルに係る伝送容量係数の合計が480スロット以上の委託契約

第2表 保証金等

第1 保証金

料金プランの区分	保証金の額
固定型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料の3か月分相当額
加入者数連動型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)の3か月分相当額
収入連動型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料(収入連動料を除きます。)の6か月分相当額

第2 更新保証金

料金プランの区分	更新保証金の額
固定型プラン	更新する委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料の3か月分相当額
加入者数連動型プラン	更新する委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)の3か月分相当額
収入連動型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料(収入連動料を除きます。)の6か月分相当額

第3 追加保証金

料金プランの区分	追加保証金の額
固定型プラン	追加するチャンネルの伝送容量係数相当について、B種委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料の3か月分相当額
加入者数連動型プラン	追加するチャンネルの伝送容量係数相当について、B種委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)の3か月分相当額
収入連動型プラン	追加するチャンネルの伝送容量係数相当について、B種委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料(収入連動料を除きます。)の6か月分相当額

第4 再契約保証金

料金プランの区分	再契約保証金の額
固定型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額
加入者数連動型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)3か月分相当額
収入連動型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料(収入連動料を除きます。)の6か月分相当額

第5 再契約継続保証金

料金プランの区分	再契約継続保証金の額
固定型プラン	延長した利用期間の利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額
加入者数連動型プラン	延長した利用期間の利用期間終了日が属する月の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)3か月分相当額
収入連動型プラン	延長した利用期間の利用期間終了日が属する月の受託放送料(収入連動料を除きます。)3か月分相当額

第3表 解除料

第1 利用開始日の前日までの解除料

区 分	解除料の額
1 契約約款第41条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づき委託契約者が委託契約を解除するときの委託契約の解除の日(以下「委託契約解除日」といいます。) または契約約款第18条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の種別を変更するときの変更実施日(以下「委託契約種別変更実施日」といいます。) が、利用開始予定日の6か月以上前の日のとき。	110左旋放送サービスの3か月分料金相当額
2 委託契約解除日または委託契約種別変更実施日が、 利用開始予定日の6か月前の日の翌日から110左旋放送サービスの利用開始日の前日までの日のとき。	110左旋放送サービスの6か月分料金相当額
備考 解除料の算定の基準となる料金は、110左旋放送サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金(視聴加入者数連動料及び収入連動料を除きます。)の月額とします。	

第2 利用開始日以降の解除料

区 分	解除料の額
A種委託契約	委託契約の解除等の日の翌日から基幹放送の業務の廃止の日までの期間110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額に基幹放送の業務の廃止の日を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額を合算した額。ただし、委託契約の解除等の日の翌日から基幹放送の業務の廃止までの期間が2ヶ月を超えるときは、委託契約の解除等の日の翌日から3ヶ月間110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき
B種委託契約	次の①、②及び③の合計額とします。 ①固定型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日までの期間110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本料相当額に0.05を乗じた額。 ②加入者連動型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から基幹放送の業務の廃止の日までの期間110左旋放送サービスを利用したとみなした

		<p>場合において支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額と、当該加入者連動型プランのチャンネルが利用開始日以降委託契約の解除等の日までの固定型プランを選択したとみなした場合に支払われるべき料金の額から当該加入者連動型料金プランのチャンネルについて利用開始日以降委託契約の解除等の日までの期間実際に支払われた料金を減じた額(0円未満の場合は0円とします。)の合計に0.5を乗じた額。</p> <p>③収入連動型プランのチャンネル部分については、次の合計額とします。</p> <p>(1)委託契約の解除の日が属する会計年度の期初日から委託契約の解除の日までの期間の収入連動料相当額</p> <p>(2) 委託契約の解除日から基幹放送の業務の廃止日までの期間について110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本料相当額に基幹放送の業務の廃止日を起算日として3ヶ月が経過する日までの期間について110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本料相当額を合算した額。ただし、委託契約の解除日から基幹放送の業務の廃止までの期間が3ヶ月を超えるときは、委託契約の解除日を起算日として6ヶ月間110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額。</p>
	<p>委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき</p>	<p>次の①及び②の合計額とします。</p> <p>①固定型プラン及び加入者連動型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係る110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額(加入者連動型プランのチャンネル部分については月額基本料相当額)。</p> <p>②収入連動型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除日から利用期間終了日まで継続して110左旋放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額と委託契約の解除日が属する会計年度の収入連動料相当額の合計額。</p>

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成30年10月31日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和2年3月31日より実施します。

資料名 110左旋放送サービス料金表 第1版

SAD-Z3-19-001

平成30年 10月 31日 第1版

令和 2年 3月 31日 第2版

スカパーJSAT株式会社
東京都港区赤坂1-8-1

(不許複製、禁転載)